

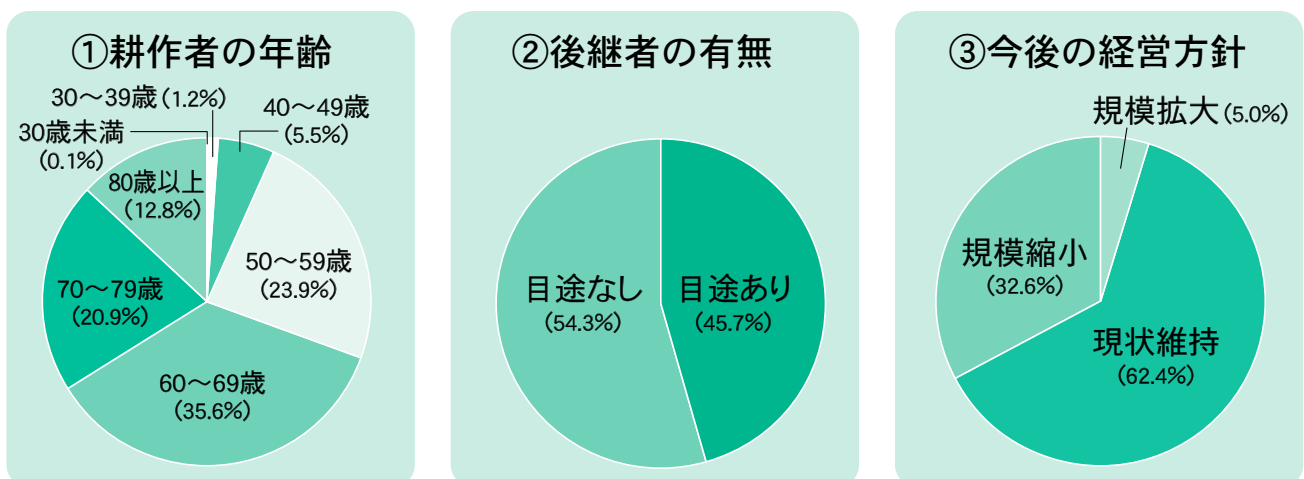
地域の農業について ともに考えていきましょう

～市では地区ごとに「人・農地プラン」を作成中です～

農業は、人々の命を支える食べ物を生産する重要な仕事です。我が国では農業の担い手が年々減少し、高齢化が進み、耕作放棄地も増えており、食料自給率は4割と先進国の中でも特に低い水準です。そうした中で、農業の再生を図り、大切な食料生産を支えていくためには、「人と農地」の問題によりいっそう力をいれて取り組んでいく必要があります。

地域農業の将来に関するアンケート結果から

下のグラフは、今年3月に市が行った「地域農業の将来に関するアンケート調査」の結果です(10a以上の田畑所有者対象・2404回収/6340配布=回収率37.9%)。



①を見て、耕作者の高齢化が進んでいるのは明らかです。②では後継者の目途が立っていない農家が半数以上に上ります。また、③では3割強の方が規模縮小を考えていることが見て取れます。

別の「地域農業をどう持続させていくか」という設問では、「何もしなくてよい」と回答したのは23%。「現在いる経営体に集積(48%)」「新たな経営体を創出(82%)」(合計が100%にならないのは複数回答があるため)という回答結果もあり、ほとんどの方が大規模な経営体に農地を集積する必要性を感じています。

地域ごとに「人・農地プラン」を作成します

このような「人と農地」に関する問題解決のため、市では現在「人・農地プラン」の作成を進めています。人・農地プランとは、農業を営む集落・地域が抱える「人の農地の問題」を解決するため、集落・地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)や、中心となる経営体への農地の集め方、地域農業のあり方などについて作成するプランのことです。

佐野市では、市内を10の地区に分け、7月から8月に地区ごとに集落座談会を開催しました。この結果を受けまして、市がプランを作成していますが、この内容は今後、随時更新していきます。

また、このプランを作成すると、新規就農や農地集積への支援、資金借受時の優遇措置があります。

「人・農地プラン」と関連する支援について

人・農地プラン

集落・地域における話し合いによって

- 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- 中心となる経営体にどうやって農地を集めるか
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方

などを決めます。

最初から完璧なプランにする必要はありません。必要な部分から始めて、順次拡大していくことで構いません。また、一旦プランを決めても

- 新規就農者が新たに出たとき
- 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となる時
- 引退を決意して、農地集積協力をもらおうとする時

などは、いつでも見直すことができます。

人・農地プランへの位置づけが必要なもの

新規就農者への支援

青年就農給付金（経営開始型）

独立・自営農業を始めてから間もない時期に給付金を給付します。

給付額：150万円/年（最長5年間）

○給付を受けるための主な要件

・就農時の年齢が原則45歳未満で、独立・自営就農（※）すること

※農地・機械等を自ら所有・貸借し、出荷・取引や経営収支も本人名義で行っているなど

・「人・農地プラン」への位置付け（見込み可）

・就農後の総所得（本給付金以外）が250万円未満であること など

農地集積への支援

(1) 出し手に対する支援（農地集積協力金）

農地を出すこと（利用権設定など）への踏み切りを支援します。

① 経営転換協力金

【貸付等の面積】	【交付単価】
0.5ha以下	: 30万円/戸
0.5ha超2ha以下	: 50万円/戸
2ha超	: 70万円/戸

- ・交付対象者は佐野市農業公社等への10年以上の白紙委任が必要です。
- ・交付単価は市町村への交付単価です。

② 分散錯圖解消協力金

【交付単価】 5千円/10a

(2) 受け手に対する支援（規模拡大加算）

規模拡大加算

【交付単価】 2万円/10a

【面的集積要件の見直し】

「人・農地プラン」において中心経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、規模拡大加算の面的集積要件が緩和されます。

※(1)(2)とも交付対象者は農業戸別所得補償制度の加入者である必要があります

ご相談ください

- ①これから農業を始めようと思っている方
- ②平成20年4月以降に45歳未満で独立・自営就農を開始した方
- ③地域の中心担い手として農地を集積し、規模を拡大していきたい方
- ④規模縮小や離農を考慮しており、農地を貸し出したい方

以上に該当する方で、青年就農給付金や農地集積協力金を希望する方は、下記までご相談ください。

佐野市農政課・佐野市農業再生協議会

田沼町974-1（田沼庁舎本館2階） ☎（61）1162